

「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について（通知）」及び「運営費交付金債務の収益化における変更点等について（通知）」に関するQ & A

以下は、「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について（通知）」（16文科高第551号 高等教育局長 研究振興局長通知 平成16年10月28日）（以下「局長通知」という。）及び「運営費交付金債務の収益化における変更点等について（通知）」（16高国支第7号 高等教育局国立大学法人支援課長 研究振興局学術機関課長通知 平成17年1月31日）（以下「課長通知」という。）について、各国立大学法人から質問を受けたものなどを質疑応答形式にてまとめたものです。

なお、ここでいう「剰余金」とは損益計算上の利益のことであり、予算（現金）の差引きによる「余剰金」とは異なりますのでご留意願います。

Q1 局長通知の位置付けは、どう認識すればよいか。国立大学法人評価委員会、財務省及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会との関係はどうか。

A

1. 文部科学大臣は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第44条第3項における承認（以下「経営努力認定」という。）を行うには、同条第4項の規定により国立大学法人評価委員会の意見を聴き、国立大学法人法第36条第4項の規定により財務大臣協議を行う必要があります。

局長通知は、文部科学大臣が主務大臣として経営努力認定を行う際の基本的な考え方について整理したものであり、各国立大学法人の事務上の便宜を図る観点から、事前に周知を行ったものです。

2. したがって、文部科学大臣は局長通知の考え方に基づき経営努力認定を行うこととなりますが、国立大学法人評価委員会、財務大臣及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は各々独立した立場から自由に意見を申述等するため、その意見等の如何によっては、経営努力認定の取り扱いに変更が生じる場合があります。

Q2 年度計画の予算に対する決算に余剰が生じた場合、翌事業年度に繰り越して使用することは可能か。

A

1. 財務諸表における損益計算書は発生主義により、年度計画における予算に対する決算は基本的には現金主義により作成するものであるため、損益計算上の利益と予算決算上の余剰金は、一般的には額が異なります。
2. 損益計算上の利益と予算決算上の余剰金の間で額が異なる要因としては、例えば、減価償却費は損益計算上の費用となり、利益の要因とはなりません。現金の支出がないため決算上の支出とはなりません。こうした例においては、予算決算上、余剰金や欠損金が生じることも考えられます。
3. 損益計算上の利益が生じていない場合には、経営努力認定を受けることはありませんが、仮に余剰金がある場合、当該余剰金については後年度における物品等の取替更新財源となるものですが、取替更新までの間は必ずしも現金として保有しておく必要はなく、各国立大学法人の判断と責任において他の資産等の取得に充てることが可能です。  
その場合、損益計算上の費用となる人件費や消耗品費等に充てると、当該年度における損益計算上の欠損（赤字）ともなりかねないので留意が必要です。
4. なお、損益計算上の利益と予算決算上の余剰金の間で額が異なる要因としては、減価償却費の他に、退職給付引当金等の引当金、及び前払費用や未収収益等のいわゆる経過勘定といわれるものがあります。

Q3 局長通知において、行うべき事業を行ったことを「中期計画に記載された学部、修士、博士、専門職大学院の各課程における各学生収容定員を在籍者が充足している」こととしたのはなぜか。

また、複数の学部がある場合も各学部毎に要件を充足している必要があるか。この基準日はいつか。

A

1. 局長通知においては、運営費交付金債務について期間進行基準により収益化を行う場合、行うべき事業を行ったことを「学部、修士、博士、専門職大学院の各課程における各学生収容定員を在籍者が充足している」ことをもって説明する仕組みとしています。  
これは、行うべき事業を行ったことを極力客観的かつ明快に説明する必要があることにかんがみ、国立大学法人の主たる業務として教育があることから、各国立大学法人の中期計画における学生収容定員に着目し、学生収容定員を在籍者が充足していることをもって行うべき事業を行ったとして説明いただく仕組みとしたものです。
2. この仕組みにおいては、同一教育課程に在籍する学生に係る教育については、学問分野が異なっても、例えば、学部学生を教育しているという観点からみれば特段の差異がないものとみなしています。したがって、同一教育課程に複数学部等がある場合はその全ての学部等の合計収容定員に対する合計在籍者数の割合をもって説明いただくこととなります。  
しかし、教育課程が異なれば行うべき教育内容が明らかに異なることから、収容定員として合計することはできません。例えば、修士課程と博士課程を通算して収容定員を求めることはできません。

3. また、ここでいう各課程等の定義は学校基本調査によることとします。したがって、在籍者数の基準日は5月1日現在となります。
4. なお、ここで対象としている学生は、学部、修士、博士及び専門職大学院のみであり、専攻科・別科等の学生等及び附属学校の児童、生徒については対象としておりませんので、ご注意願います。

Q 4 「学生収容定員に対し在籍者が一定率を下回った場合」には、仮に剰余金が生じても経営努力認定はなされないのか。

A

「学生収容定員に対し在籍者が一定率を下回った場合」には、運営費交付金の積算のうち学生の受入に要する経費として措置している額について、収容定員を下回った割合により運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越す取り扱いとしているため、その相当額については収益化されず、損益計算にはそもそも反映されないこととなります。

こうした場合に仮に剰余金が生じると、当該運営費交付金債務のまま繰り越されたもの以外から、国立大学法人における何らかの経営努力により生じたものと考えられるため、経営努力認定の対象となります。

Q 5 「行うべき事業を行ったことを、・・(略)・・法人内予算におけるプロジェクト事業等については、具体的な成果又は実施状況をもって説明」することとされているが、ここでいう「法人内予算におけるプロジェクト事業等」とは何を指すのか。

A

1. 国立大学法人においては、事業等特別教育研究経費により措置された事業以外にも、実施期間が複数年度に亘り、具体的な成果又は実施状況が客観的に説明可能な事業等、例えば、学内横断的なプロジェクト事業、ビッグプロジェクト類似の事業及び施設設備の整備を伴う事業等があるものと考えられます。こうした事業については、運営費交付金債務を期間進行基準によって収益化しては実態にそぐわず、国民に対する説明責任の担保の観点からも不十分なものがあると考えられます。
2. 「法人内予算におけるプロジェクト事業等」とは、こうした特別教育研究経費により措置された事業以外の事業等について、各国立大学法人が運営費交付金債務について成果進行基準により収益化を行うことを学内予算等において取り決めたもののことをいいます。ここでは運営費交付金以外の財源を組み合わせる事業を対象とし、運営費交付金以外の財源のみによって行われる事業は対象とはなりません。
3. こうした事業等について適用する運営費交付金債務の収益化の進行基準については、監事監査や会計監査人監査を念頭に、役員会その他の学内予算について権限を有する機関等において取り決める必要があり、会議資料や議事録等で後日客観的に確認できるように整えておく必要があると考えられます。また、運営費交付金債務の収益化の進行基

準及びその取り扱いについては、内規等において具体的に定めておく必要があると考えられます。

4. なお、同一事業等について運営費交付金債務の収益化の取り扱いを途中で変更するには、国民に対する説明責任を担保する観点から、事業内容等に実質的な変更があることが必要ではないかと考えます。

Q6 運営費交付金債務の収益化基準を期間進行基準とする事業について、行うべき事業を行ったことの説明はどのように行うことになるのか。また、行うべき事業が行えなかった場合はどうなるのか。

A

1. 局長通知においては、運営費交付金債務について期間進行基準により収益化を行う事業等については、行うべき事業を行ったことを「学部、修士、博士、専門職大学院の各課程における学生収容定員を在籍者が充足している」ことをもって説明する仕組みとしています。具体的には、それぞれ、学生収容定員に対する在籍者の充足率について、平成16年度から平成18年度においては85%、平成19年度から平成21年度においては90%以上の場合に、行うべき事業を行ったこととしております。
2. この対象は、運営費交付金債務について成果進行基準により収益化を行う事業等以外の全てとなります。課長通知により、特別教育研究経費の特別支援事業のうち教育研究活動活性化経費についても対象となります。
3. 行うべき事業を行ったことの説明については、関係諸機関との調整が未済ですが、基本的には、上記在籍者の充足率についての説明及び準用通則法第38条第2項により財務諸表に付して提出することとされている決算報告書により説明いただき、必要に応じて補足いただくこととなります。

具体的な説明方法については、後日示す予定です。なお、天変地異等により業務の中断等があったなどの例外的な場合には、説明いただく内容については個別の対応となりますが、基本的には業務の中断等の概要、原因等について説明いただくものと考えられます。
4. 行うべき事業を行えなかった場合、例えば平成16年度において、博士課程の充足率が80%であった場合は、充足すべき率である85%を下回った5%ではなく、100%を下回った20%相当額について運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越す取り扱いになります。また、天変地異等の場合には、キャンパスの閉鎖日数等の客観的な基準により算定した運営費交付金の相当額について、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越す取り扱いとなります。
5. なお、決算報告書については、3月中までにその様式等について示す予定ですが、今のところ、年度計画の予算に対する決算と、差額があればその主な理由について説明いただく予定です。

Q7 運営費交付金債務の収益化基準を成果進行基準とする事業について、行うべき事業を行ったことの説明はどのように行うことになるのか。また、行うべき事業が行えなかった場合はどうなるのか。

A

1. 運営費交付金債務について成果進行基準により収益化を行う事業等としては、特別教育研究経費により措置された事業及び法人内予算におけるプロジェクト事業等が考えられます。これらの事業等については、事業等の実施期間が複数年度に亘り、具体的な成果又は実施状況が客観的に説明可能と考えられることから、運営費交付金債務を期間進行基準によって収益化しては実態にそぐわず、国民に対する説明責任の担保の観点からも不十分なものがあるものと考えられます。
2. 成果進行基準における成果については、可能な限り成果（＝アウト・カム）をもって説明いただくことが望ましいと考えますが、先行する独立行政法人における成果進行基準に係る説明の実態をみても、十分な理論及び経験の蓄積があるとはいえない状況であるため、成果そのものを説明いただくことが困難な事業等については、その実施した事業内容（＝アウト・プット）をもって説明いただく取り扱いとします。
3. 行うべき事業を行ったことの説明については、関係諸機関との調整が未済ですが、特別教育研究経費により措置した事業等については、基本的に、課長通知の別紙1及び別紙3を基礎に、当該事業等について当初予定を基礎に成果又は実施状況について説明いただくこととなります。

当初予定から事業内容を変更し、また、事業等の進捗度が前後した場合には、変更点等やその理由、当該事業等への影響及び運営費交付金債務とすべき額の妥当性等について説明いただく予定です。説明は基本的には書面にて行っていただきますが、必要に応じて聞き取り調査等を行う場合も考えられます。具体的な説明方法については、後日示す予定です。
4. また、特別教育研究経費により措置した事業等以外の法人内予算におけるプロジェクト事業等については、説明方法について現時点においては示す予定はありませんが、特別教育研究経費により措置した事業等に準じて説明いただきたいと考えております。
5. 行うべき事業が行えなかった場合、当該事業等が翌事業年度以降に亘るもの場合は、当該中期目標期間の範囲内で運営費交付金債務のまま翌事業年度以降に繰り越す取り扱いとなります。特別教育研究経費により措置した事業等について、当該事業の終了時に成果が達成できなかったことに伴い運営費交付金債務がある場合、当該運営費交付金を用いて事業を継続するには、新たに予算要求を行うなど何らかの国との調整が必要と考えられます。法人内予算におけるプロジェクト事業等については、中期目標期間の範囲内で、各国立大学法人の判断により事業期間を延長し、事業を継続することは可能と考えられます。

当該事業等がその性質内容から単年度限りのものである場合は、運営費交付金債務のまま翌事業年度以降に繰り越し、原則として中期目標期間の最終年度において国庫納付する取り扱いとなります。

6. なお、成果進行基準における成果の説明は、各国立大学法人において内規等により定め、当該内規等に則して、監事や会計監査人に対して説明を行っていただくものと考えられます。この際、学内予算の編成時等において、予算等と対応する成果又は実施状況について関連付けを行い、成果等とその説明責任者について予め明確にしておき、決算作業において、成果等について説明責任者から説明を受けることを明確化しておくことが適当ではないかと考えます。

Q 8 課長通知において、国費留学生経費及び卒後臨床研修必修化に伴う研修経費について、在籍者が予定員数に達していない場合、どのような取扱いとなるのか。また、当該経費の執行について留意すべき点は何か。

A

1. 課長通知において、「国費留学生経費・・・卒後臨床研修必修化に伴う経費については、・・・国費留学生等が予定員数に在籍していることの説明をもって、運営費交付金債務の収益化を行うことができる」とし、学生1人あたりの単価を基準として収益化を行うこととなっています。したがって、当該経費について予定員数に在籍していない場合は、その人数に単価を乗じた額の相当額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越す取扱いとなります。

国費留学生経費等は、措置した当該年度に係る経費であるため、運営費交付金債務のまま翌事業年度以降に繰り越されたものがある場合、翌事業年度以降において予定員数を超過した在籍者がいる場合であっても収益化を行うことはできません。

2. また、国費留学生経費等の執行については、課長通知において「用途を国費留学生等に係る経費に限定するものではない。」としていますが、これは、その執行対象を当該国立大学法人の運営全般とする趣旨であり、必ずしも国費留学生等に直接関係する経費に限るとするものではないことに留意願います。

Q 9 課長通知において、成果進行基準により収益化を行う事項については、対象事業終了時において運営費交付金債務がある場合は、その用途の特定性にかんがみて、経営努力の認定対象としないこととするがあるが、具体的にはどういうことか。

A

1. 特別教育研究経費により措置し、かつ、成果進行基準により収益化を行う事項に係る事業等について、対象事業終了時において運営費交付金債務がある場合は、そのまま翌事業年度以降に繰り越し、原則として中期目標期間終了時において国庫納付の対象とする取扱いとなります。

2. 特別教育研究経費は、国が国立大学法人の特定の事業等を財政的に支援するために概算要求に基づき措置するものであり、基本的に極めて限定的な用途に用いられることを想定しています。このため、特別教育研究経費により措置し、成果進行基準により収益

化を行う事業等が達成された場合に、国立大学法人の経営努力によって経費の削減がなされたとしても、経営努力認定を行う対象とすることは、その性質上なじまないものと考えられるため、こうした取り扱いとするものです。

なお、特別教育研究経費による事業等の継続については、Q 7 の A 5 を参照願います。

Q 1 0 目的積立金は、いつから使用が可能か。また、目的積立金の定め方について留意すべき点は何か。

A

- 1 . 剰余金については、文部科学大臣が経営努力認定を行うことにより目的積立金とすべき額が確定し、各国立大学法人が目的積立金として整理した時から使用が可能となります。具体的な時期としては、財務諸表等を各事業年度の6月末までに提出いただき、その後、国立大学評価委員会から意見を聴取し、財務大臣協議を行った後に経営努力認定を行うことから、事務的には早くとも9月下旬以降となるものと思われま
- 2 . なお、剰余金について、経営努力認定を受ける前に運用上使用することも考えられますが、仮に経営努力認定を受けられなかった額がある場合は、当該国立大学法人の責任において填補し、中期目標期間の終了時点において仮にその相当額について国庫納付が求められた場合、納付する必要があることに留意願います。
- 3 . また、目的積立金の定め方については、中期計画の剰余金の使途の範囲内で定めればよく、各国立大学法人に委ねられています。例えば、剰余金の使途について「教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。」としている国立大学法人においては、「教育研究環境整備積立金」、「組織運営改善積立金」などと大括りで目的積立金を定めることも、「研究積立金」、「機器購入積立金」などと詳細に定めることも考えられます。  
ただし、余りに詳細な目標を定めると、その後の状況の変更に対応できないことも考えられ、また、「周年記念事業」など、期限が明快な事業について残余が生じた場合には、次期中期目標期間に繰り越すことが認められないことも考えられることから、その定め方については十分留意が必要です。
- 4 . なお、一旦定めた目的積立金の使途目的の変更については、経営努力認定が文部科学大臣承認の対象となっていることから、文部科学大臣の再度の承認が必要と考えられます。